

宮城県環境負荷低減事業活動実施計画等認定要領

(趣旨)

第1 この要領は、「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律」(令和4年法律第37号。以下「法」という。.)に基づく、「環境負荷低減事業活動実施計画」(以下「実施計画」という。.)及び「特定環境負荷低減事業活動実施計画」(以下「特定実施計画」という。.)の認定について、法、「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律施行規則」(令和4年農林水産省令第42号。以下「規則」という。.)、「環境負荷低減事業活動の促進及びその基盤の確立に関する基本的な方針」(令和4年農林水産省告示第1412号。以下「基本方針」という。.)及び「環境負荷低減事業活動の促進等に関するガイドライン」(4環バ161号。以下「ガイドライン」という。.)並びに「宮城県みどりの食料システム戦略推進基本計画」(以下「県基本計画」という。.)に定めるもののほか、この要領に必要な事項を定めるものとする。

なお、知事が行うこととされている事務のうち、実施計画及び特定実施計画(以下「実施計画等」という。.)に係る事務は、事務決裁規程(昭和35年宮城県訓令甲第24号)第3条の規定により、当該実施計画等の主たる事業活動を行う場所(ほ場等)(以下「事業活動場所」という。.)の所在する区域を管轄する地方振興事務所長又はその地域事務所長(以下「地方振興事務所長等」という。.)が行うものとする。

(実施計画等の作成)

- 第2 実施計画の認定を受けようとする農林漁業者が作成する実施計画は、別記様式第1号によるものとする。
- 2 特定実施計画の認定を受けようとする農林漁業者が作成する特定実施計画は、別記様式第2号によるものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、第1項及び第2項のそれぞれの規定により認定を受けようとする農林漁業者が、同時に認定申請しようとする場合に作成する実施計画等は、別記様式第3号によるものとすることができる。

(実施計画等の認定申請)

- 第3 実施計画の認定申請をしようとする者は、別記様式第4号に実施計画その他必要な書類を添付した上で、事業活動場所を管轄する地方振興事務所長等に提出するものとする。
- 2 特定実施計画の認定申請をしようとする者は、別記様式第5号に特定実施計画その他必要な書類を添付した上で、事業活動場所を管轄する地方振興事務所長等に提出するものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、第2の3の規定により実施計画等の認定申請をしようとする者は、別記様式第6号に実施計画等その他必要な書類を添付した上で、事業活動場所を管轄する地方振興事務所長等に提出するものとする。

(実施計画等の認定)

- 第4 地方振興事務所長等は、第3の各項の規定により申請しようとする者(以下「実施

計画申請者等」という。)から申請された実施計画等の認定審査に当たっては、法第19条第5項及び法第21条第5項、基本方針、ガイドライン並びに県基本計画に則して行うものとする。

- 2 実施計画申請者等が農業者の場合にあつては、農業者による認定申請又は変更認定申請のあつた実施計画等については、地方振興事務所長等において審査を行うものとする。
- 3 前項の場合においては、別途定める宮城県環境負荷低減事業活動実施計画等地方認定委員会（以下「認定委員会」という。）を開催するものとする。
- 4 地方振興事務所長等は、認定申請又は変更認定申請のあつた実施計画等が、法第19条第5項各号の規定（ただし、前項の場合においては認定委員会の審査結果を含む。）により、認定することが適当と判断されるときは、当該実施計画等を認定するものとする。
- 5 地方振興事務所長等は、前項の規定により実施計画を認定したときは別記様式第7号、特定実施計画を認定したときは別記様式第8号により、当該実施計画申請者等に通知するものとする。
- 6 地方振興事務所長等は、第3項の規定により申請のあつた特定実施計画を認定した場合、法第21条第18項の規定により、別記様式第9号により関係市町村長に通知するものとする。
- 7 知事は、第3項に基づく認定が法第21条第19項に該当するとき、別記様式第10号により農林水産大臣に通知するものとする。
- 8 地方振興事務所長等は、申請された実施計画等について認定することが適当ではないと判断したときは、別記様式第11号により、認定をしない理由を記載の上、実施計画申請者等に通知するものとする。

（意見聴取）

- 第5 第4第4項の規定により特定実施計画を認定しようとする場合において、法第21条第17項の規定により関係市町村長へ意見を聴くときは、地方振興事務所長等は、別記様式第12号により関係市町村長に照会するものとし、関係市町村長は、別記様式第13号により回答するものとする。
- 2 第4第4項の規定により特定実施計画を認定しようとする場合において、法第21条第13項の規定により農業委員会（農業委員会を置かない市町村にあつては、市町村長。以下同じ。）へ意見を聴くときは、地方振興事務所長等は、別記様式第14号により当該特定実施計画に係る農地の所在する区域を管轄する農業委員会に照会するものとし、当該農業委員会は、別記様式第15号により回答するものとする。
- 3 前項の場合において、地方振興事務所長等が申請のあつた特定実施計画について認定したときは、別記様式第16号により当該農業委員会に通知するものとする。

（協議）

- 第6 第4第4項の規定により実施計画等の認定を行う場合において、法第19条第6項又は法第21条第6項第1号若しくは第3号の規定により農林水産大臣へ協議するときは、地方振興事務所長等は、農政部農業政策室を経由して、別記様式第17号又は別記様式第18号により、農林水産大臣に協議するものとする。
- 2 第4第4項の規定により実施計画等の認定を行う場合において、法第21条第12項の規定により農林水産大臣へ協議するときは、地方振興事務所長等は、農政部農業振興課

を經由して、別記様式第 19 号により農林水産大臣に協議するものとする。

- 3 第 4 第 4 項の規定により特定実施計画の認定を行う場合において、法第 21 条第 6 項第 2 号の規定により指定市町村の長へ協議するときは、地方振興事務所長等は、別記様式第 20 号により指定市町村の長に協議するものとする。

(認定実施計画等の変更)

第 7 認定を受けた農林漁業者は、法第 20 条第 1 項又は法第 22 条第 1 項の規定により当該認定に係る実施計画等を変更しようとするときは、別記様式第 21 号を地方振興事務所長等に申請することとし、あわせて、規則第 9 条第 2 項第 1 号又は規則第 14 条第 2 項第 1 号の規定により、変更後の実施計画等及び別記様式第 22 号により変更前の実施計画等の実施状況を報告するものとする。

- 2 地方振興事務所長等が行う実施計画等の変更の認定審査については、第 4 の手続を準用する。

- 3 認定を受けた農林漁業者は、法第 20 条第 2 項又は法第 22 条第 2 項の規定により当該認定に係る実施計画等の軽微な変更をしようとするときは、別記様式第 23 号により届け出るものとする。

(認定計画の取消し)

第 8 地方振興事務所長等は、法第 20 条第 3 項又は法第 22 条第 3 項の規定により、実施計画等の認定を取り消すときは、農林漁業者に別記様式第 24 号により通知するものとし、あわせて当該実施計画等について法第 19 条第 6 項又は第 21 条第 6 項の規定による協議を行った関係行政機関の長及び法第 21 条第 17 項の規定による意見聴取を行った関係市町村長に対し、その旨を通知することとする。

(実施状況の報告)

第 9 認定を受けた農林漁業者は、認定された実施計画等の実施期間が開始する年度の翌年度から実施期間が終了する年度の翌年度までの間、毎年 6 月末までに別記様式第 25 号により、前年度の実施期間における実施状況について、地方振興事務所長等に報告するものとする。

(書類の提出先)

第 10 実施計画等の認定に係る書類の提出先は、別表 1 のとおりとし、申請内容により、別表 2 の担当部署へ提出するものとする。

(その他)

第 11 この要領に定めるもののほか、必要な事項については、県が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 5 年 1 2 月 1 3 日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月17日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

別表 1

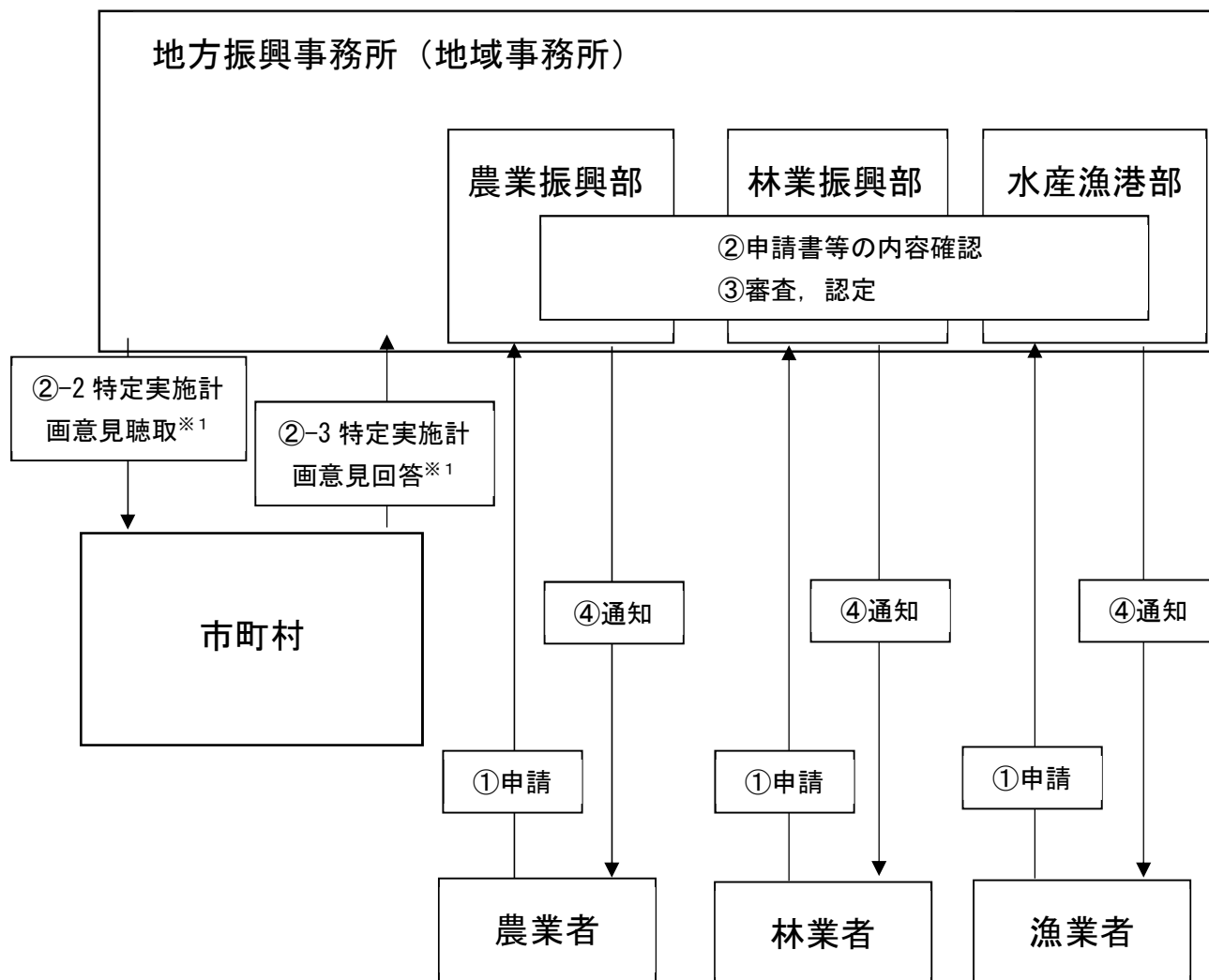
申請者の主たる事業活動場所	提出先
白石市、角田市、刈田郡、柴田郡、伊具郡	宮城県大河原地方振興事務所
仙台市、塩竈市、名取市、多賀城市、岩沼市、富谷市、亶理郡、宮城郡、黒川郡	宮城県仙台地方振興事務所
大崎市、加美郡、遠田郡	宮城県北部地方振興事務所
栗原市	宮城県北部地方振興事務所栗原地域事務所
石巻市、東松島市、牡鹿郡	宮城県東部地方振興事務所
登米市	宮城県東部地方振興事務所登米地域事務所
気仙沼市、本吉郡	宮城県気仙沼地方振興事務所

別表 2

申請内容	担当部署
農業・畜産に関すること	各地方振興事務所（地域事務所）農業振興部
林業に関すること	各地方振興事務所（地域事務所）林業振興部
水産に関すること	各地方振興事務所水産漁港部

【参考】

宮城県環境負荷低減事業活動実施計画等認定等の流れ



※ 1 特定実施計画の申請があった場合のみ。

※ 2 計画変更については上記に準じる。